

# 岐阜県公報

号外(二) 令和八年三月三十日

## 規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第十七号

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則(平成八年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表舞台設備の部講演卓の項中「六六〇」を「七四〇」に改め、同部司会卓の項中「五五〇」を「六一〇」に改め、同部花台の項中「三三〇」を「三七〇」に改め、同部丸テーブル(大)の項中「二二〇」を「二五〇」に改め、同部丸テーブル(小)の項から角テーブルの項までの規定中「一一〇」を「一二〇」に改め、同部ドリンクカウンターの項中「七七〇」を「八六〇」に改め、同部折り畳みステージの項中「四四〇」を「四九〇」に改め、同表照明設備の部クセノンピンスポットライトの項中「一、五四〇」を「一、七二〇」に改め、同部仮設ポーターライトの項及び仮設アップパーホリゾンタルライトの項中「三三〇」を「三七〇」に改め、同部平凸レンズスポットの項からカッターピンスポットの項までの規定中「二二〇」を「二五〇」に改め、同部パーライトの項及び二灯用ミニフルライトの項中「一〇〇」を「二二〇」に改め、同部クォーツミニライトの項中「二二〇」を「二五〇」に改め、同部エフェクトスポットの項及びディスプレイ(種板を含む)の項中「八八〇」を「九八〇」に改め、同部ダブルマシン(種板を含む)の項中「一、一〇〇」を「一、三三〇」に改め、同部先玉の項中「三三〇」を「三七〇」に改め、同部ストロボの項中「一、五四〇」を「一、七二

## 目次

### 規則

ソフトピアジャパンセンター条例施行規則の一部を改正する規則	(産業デジタル推進課)	一
テクノプラザものづくり支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則	(文化創造課)	三
ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四
岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則	(地域スポーツ課)	五
岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(都市公園課)	七

〇に改め、同部ミラーボールの項中「六六〇」を「七四〇」に改め、同部スモークマシンの項中「二、四三〇」を「二、六〇〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「二、九八〇」を「二、二二〇」に改め、同部ワイヤレスマイク（ハンド型・スタンド付）の項からダイナミックマイク（スタンド付）の項までの規定中「二一〇」を「二二〇」に改め、同表その他の附属設備の部映像設備の項中「二一、〇〇〇」を「二二、三〇〇」に改め、同部持込器具電源（一）の項金額（円）の欄中「五〇〇」を「六〇〇」に改める。

別表第二二の表舞台設備の部講演卓の項中「八八〇」を「九八〇」に改め、同部司会卓の項中「六六〇」を「七四〇」に改め、同部花台の項中「二二〇」を「二五〇」に改め、同部講演者いすの項中「五〇〇」を「六〇〇」に改め、同部ホワイトボードの項中「三三〇」を「三七〇」に改め、同部折り畳みテーブルの項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同表照明設備の部ポーターライトの項中「二、二二〇」を「二、三五〇」に改め、同部平凸レンズスポットの項及びフレネルレンズスポットの項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同部センターピンスポットの項中「五五〇」を「六〇〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「二、九八〇」を「二、二二〇」に改め、同部ワイヤレスマイク（ハンド型・スタンド付）の項からダイナミックマイク（スタンド付）の項までの規定中「二一〇」を「二二〇」に改め、同表その他の附属設備の部ピアノの項中「二、一三〇」を「二、五〇〇」に改め、同部映像設備の項中「二、二二五〇」を「二、三、七〇〇」に改め、同部持込器具電源（一）の項金額（円）の欄中「五〇〇」を「六〇〇」に改める。

別表第二三の表講演卓の項中「二二〇」を「二五〇」に改め、同表司会卓の項中「二七〇」を「二八〇」に改め、同表花台の項中「五〇〇」を「六〇〇」に改め、同表金びょうぶの項中「二五〇」を「二八〇」に改め、同表ドリンクカウンターの項中「一九〇」を「二一〇」に改め、同表折り畳みステージの項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同表拡声装置の項中「四八〇」を「五四〇」に改め、同表持込器具電源（二）の項中「二五」を「二六」に改める。

別表第二四の表拡声装置の項中「二、九八〇」を「二、二二〇」に改め、同表ワイヤレスマイク（ハンド型・スタンド付）の項からダイナミックマイク（スタンド付）の項までの規定中「二一〇」を「二二〇」に改め、同表プロジェクター（フロント式）の項中「一、四九〇」を「一、六六〇」に改め、同表テレビ・ビデオシステムの項中「七八〇」を「八七〇」に改め、同表講演卓の項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同表持

込器具電源（一）の項金額（円）の欄中「五〇〇」を「六〇〇」に改め、同表持込器具電源（二）の項中「二五」を「二六」に改め、同表電子黒板の項中「三三〇」を「三七〇」に改める。

別表第二五の表持込器具電源（一）の項金額（円）の欄中「五〇〇」を「六〇〇」に改め、同表持込器具電源（二）の項中「二五」を「二六」に改め、同表電子黒板の項中「三三〇」を「三七〇」に改める。

別表第二の表ノート型パーソナルコンピュータの項中「六八〇」を「七六〇」に改める。

別表第三の表宿泊設備（一）の項中「二、八八〇」を「二、一〇〇」に改め、同表宿泊設備（二）の項中「八四〇」を「九四〇」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

テクノプラザものづくり支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第十八号

テクノプラザものづくり支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

テクノプラザものづくり支援センター条例施行規則（平成十一年岐阜県規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表講演卓の項及び司会卓の項中「二二〇」を「二五〇」に改め、同表花台の項中「五〇〇」を「六〇〇」に改め、同表折り畳みステージ（幕板を含む）の項中「四四〇」を「四九〇」に改め、同表映像音声送受信設備の項中「四、六一〇」を「五、一七〇」に改め、同表持込器具電源の項金額（円）の欄中「五〇〇」を「六〇〇」に改める。

別表第二の表ホワイトボードの項中「一〇〇」を「二一〇」に改め、同表テレビの項中「七七〇」を「八六〇」に改め、同表ビデオデッキの項中「四四〇」を「四九〇」に改め、同表液晶プロジェクターの項中「一、六六〇」を「一、八六〇」に改め、同表スクリーン（移動式）の項中「二二〇」を「二五〇」に改め、同表拡声装置の項中「四

四〇」を「四九〇」に改め、同表ワイヤレスマイク（ハンド型・スタンド付）の項及びワイヤレスマイク（タイプン型）の項中「三四〇」を「三八〇」に改め、同表持込器具電源の項金額（円）の欄中「五〇」を「六〇」に改める。

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十九号

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則（平成六年岐阜県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表音響設備の部拡声装置の項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同部拡声装置（移動式）の項中「四、八四〇」を「五、三三〇」に改め、同部ビデオカセットテープレコーダーの項中「一、五四〇」を「一、六九〇」に改め、同部レーザーディスクプレーヤーの項中「二、一〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部ビデオプロジェクトターの項及びビデオモニターの項中「三、三〇〇」を「三、六三〇」に改め、同部書画カメラの項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に改め、同部オーバーヘッドプロジェクトターの項及びスライドフィルムテレビコンパクターの項中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同部プロジェクトター（移動式）の項中「二、〇九〇」を「二、三〇〇」に改め、同部スクリーンの項中「五五〇」を「六一〇」に改め、同部スクリーン（移動式）の項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部カセットテープレコーダーの項中「一、一〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部連続録音用カセットテープデッキの項中「一、〇〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部コンパクトディスクプレーヤーの項中「一、一〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部コンパクトディスクプレーヤーの項中「一、一〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部同時通訳設備の項中「二、一〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部参加者ユニットの項中「四四〇」を「四八〇」に改め、同部同時通訳用受信機の項中「二二〇」を「二

四〇」に改め、同部カラーテレビの項中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表その他の附属設備等の部円テーブルの項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部サービスタの項中「五五〇」を「六一〇」に改め、同部講演卓子の項中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同部司会卓子の項中「四四〇」を「四八〇」に改め、同部花台（一）の項中「三三〇」を「三六〇」に改め、同部花台（二）の項から可動ステージ（二）の項までの規定中「四四〇」を「四八〇」に改め、同部金びょうぶの項中「一、八七〇」を「二、〇六〇」に改め、同部花瓶（一）の項中「七七〇」を「八五〇」に改め、同部花瓶（二）の項中「五五〇」を「六一〇」に改め、同部ピアノの項中「三、九六〇」を「四、三六〇」に改め、同部パントリーの項中「一、〇〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部持込器具電源の項中「六〇」を「七〇」に改める。

別表第二の(1)の表舞台設備の部平台の項中「二二〇」を「三三〇」に改め、同部コントラバス用椅子の項及び背もたれ付きピアノ用椅子の項中「一〇〇」を「二二〇」に改め、同部指揮台の項中「九九〇」を「一、〇九〇」に改め、同部指揮者用譜面台の項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部講演卓子の項中「一、九八〇」を「二、一八〇」に改め、同部司会卓子の項中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同部花台の項中「三三〇」を「三六〇」に改め、同部花瓶の項中「五五〇」を「六一〇」に改め、同部机の項及びホワイトボードの項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部式次第掛けの項中「三三〇」を「三六〇」に改め、同部金びょうぶの項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同部照明設備の部照明Aセット（演奏会用）の項中「五、五〇〇」を「六、〇五〇」に改め、同部照明Bセット（色照明・色変化有り）の項中「一、〇〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部ペンスポットの項中「三、三〇〇」を「三、六三〇」に改め、同部スポット（一・五キロワット）の項中「四四〇」を「四八〇」に改め、同部拡声装置の項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に改め、同部つりマイクの項からカセットテープレコーダーの項までの規定中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同部オーブンテープレコーダーの項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に改め、同部デジタルオーディオテープレコーダーの項からレコードプレーヤーの項までの規定中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表その他の附属設備の部外国製ピアノの項中「二、一〇〇」を「二、三三〇」に改め、同部日本製ピアノの項中「七、六九〇」を「八、四六〇」に改め、同部パイプオルガンの項中「二、三六〇」を「三、五〇〇」に改め、同部チェンバロの

項中「一、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改め、同部映像及び音声の記録装置の項中「三、三〇〇」を「三、六三〇」に改め、同部オンライン映像配信記録システムの項中「五、二二〇」を「五、七四〇」に改め、同部ハンディビデオカメラの項中「一、五二〇」を「一、六七〇」に改め、同部持込器具電源の項中「六〇」を「七〇」に改める。

別表第二<sup>(2)</sup>の表音響設備の部拡声装置の項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同部カセットテープレコーダーの項及びコンパクトディスクプレーヤーの項中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表その他の附属設備の部ピアノの項中「二、五三〇」を「二、七八〇」に改め、同部指揮者用椅子の項中「二二〇」を「二四〇」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第二十号

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

ぎふ清流文化プラザ条例施行規則（平成六年岐阜県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表一の表舞台設備の部所作台の項中「一、九九〇」を「一、三、一九〇」に改め、同部平台の項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部毛せん（大）の項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同部毛せん（小）の項中「六〇」を「七〇」に改め、同部フェルト毛せんの項中「四四〇」を「四八〇」に改め、同部長座布団の項中「一〇」を「二〇」に改め、同部高座用座布団の項及び上敷の項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部袖パネルの項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同部地がすりの項中「八八〇」を「九七〇」に改め、同部蹴込みパネルの項中「二、六四〇」を「二、九〇〇」に改め、同部パレエ用シートの項中「七七〇」を「八五〇」に改め、同部人形立ての項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同部講演卓子の項中「一、四三〇」を「一、五七〇」に改め、同部司会卓子の項中「九九〇」を「一、〇九〇」に改め、同部花台の項中「三三〇」を

「三六〇」に改め、同部式次第掛けの項中「二一〇」を「二二〇」に改め、同部びょうぶ（金、銀、鳥の子）の項中「二、〇九〇」を「二、三三〇」に改め、同部キャスター付折り畳みテーブルの項及び可動白板の項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部松羽目幕の項中「二、五九〇」を「二、八五〇」に改め、同表照明設備の部照明Aセット（講演会用）の項中「四、四〇〇」を「四、八四〇」に改め、同部照明Bセット（演奏会、演劇用）の項中「九、四六〇」を「一〇、四一〇」に改め、同部ロアーホリゾントライトの項及びアッパーホリゾントライトの項中「一、九二〇」を「二、一〇〇」に改め、同部天井板反射ライトの項中「一、七六〇」を「一、九四〇」に改め、同部スポットライト（一キロワット）の項中「四四〇」を「四八〇」に改め、同部スポットライト（五〇〇ワット）の項中「三〇〇」を「三三〇」に改め、同部エリプソイダルスポットライトの項中「六六〇」を「七三〇」に改め、同部フットスポットライトの項及びパラライトの項中「一〇」を「二〇」に改め、同部ボーダーライトの項中「一、二二〇」を「一、三三〇」に改め、同部ストリップライト（六灯用）の項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部ストリップライト（十二灯用）の項中「二八〇」を「三二〇」に改め、同部ミラーボールの項中「六六〇」を「七三〇」に改め、同部ストロボスコープの項中「二、五三〇」を「二、七八〇」に改め、同部エフェクトスポットライトの項中「一、五四〇」を「一、六九〇」に改め、同部センターレスダブルマシンの項中「五五〇」を「六二〇」に改め、同部リップルマシンの項中「三三〇」を「三六〇」に改め、同部オーロラマシンの項中「九九〇」を「一、〇九〇」に改め、同表音響設備の部拡声装置（マイク二本を含む。）の項中「二、二〇〇」を「二、四二〇」に改め、同部コンデンサマイク（スタンド付き）の項中「五五〇」を「六一〇」に改め、同部ダイナミックマイク（スタンド付き）の項中「一〇」を「二〇」に改め、同部ワイヤレスマイクの項中「四四〇」を「四八〇」に改め、同部つりマイク装置の項中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同部移動スピーカー（キャスター付き）の項中「四、六二〇」を「五、〇八〇」に改め、同部移動スピーカー（スタンド付き）の項中「七七〇」を「八五〇」に改め、同部オーブンテープレコーダーの項中「一、三三〇」を「一、四五〇」に改め、同部ミニディスクレコーダーの項からレコードプレーヤーの項までの規定中「八八〇」を「九七〇」に改め、同表映像設備の部スライド映写装置の項中「一、一〇〇」を「二、二二〇」に改め、同部プロジェクターの項中「四、四〇〇」を「四、八四〇」に改め、同部スクリーンの項中「一、六五〇」を「一、八二〇」に改め、同部フルレイディスクプレーヤーの項中「九九〇」を「一、〇九〇」に改め、同表その他の

附属設備の部コンサート用ピアノ（日本製）の項中「七、七〇〇」を「八、四七〇」に改め、同部コンサート用ピアノ（外国製）の項中「二、一〇〇」を「二、三三〇」に改め、同部チェロ奏者用椅子の項及びコントラバス奏者用椅子の項中「一、一〇〇」を「二、二〇〇」に改め、同部指揮台の項中「九九〇」を「一、〇九〇」に改め、同部指揮者用譜面台の項中「二二〇」を「二四〇」に改め、同部オンライン映像配信記録システムの項中「五、二三〇」を「五、七五〇」に改め、同部持込器具電源の項中「六〇」を「七〇」に改める。

別表二の表グランドピアノ（第四練習室を除く。）の項中「一、五四〇」を「一、六九〇」に改め、同表持込器具電源の項中「六〇」を「七〇」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第二十一号

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則

岐阜アリーナ利用料金規則（昭和四十年岐阜県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一会議室及び第二会議室の項中「五九〇円」を「六四〇円」に改め、同表第三会議室及び第四会議室の項中「三〇〇円」を「三三〇円」に改め、同表特別会議室の項中「一、四七〇円」を「一、六〇〇円」に改め、同表シャワー室の項中「一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表可動ステージの項中「一〇、四六〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表舞台照明の項中「二、六四〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表三人掛用補助椅子の項中「六〇円」を「七〇円」に改め、同表放送設備の項中「三、三〇〇円」を「三、六三〇円」に、「一、六六〇円」を「一、八三〇円」に改め、同表ホールの照明設備の項中「三、六五〇円」を「四、五六〇円」に改め、同表電光式得点表示盤の項中「六六〇円」を「七三〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、九八〇円」を「二、一八〇円」に改め、同表持込器具電源利用料金の項中「五〇円」を「六〇円」に改め、同

表空調設備の項中「四、一九〇円」を「五、二四〇円」に改め、同表ダイレクトプロジェクトクター（スクリーン付き）の項中「五二〇円」を「五七〇円」に改め、同表映写スクリーンの項中「一、〇五〇円」を「一、一六〇円」に改め、同表講演卓の項中「一、四四〇円」を「一、五八〇円」に改め、同表司会卓の項中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第二十二号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則（平成三年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一の表会議室の項中「一、六六〇」を「一、八三〇」に、「二、二〇〇」を「二、四二〇」に、「二、九八〇」を「三、一八〇」に、「五、八四〇」を「六、四三〇」に改める。

別表二の表照明設備（夜間照明）の部三分の一灯の項中「一、二三」を「一、五〇〇」に改め、同部三分の二灯の項中「二、四六」を「三、〇〇〇」に改め、同部全灯の項中「三、六六」を「四、四七〇」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第二十三号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則（平成五年岐阜県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「五、五五〇」を「六、一六〇」に、「七、三三〇」を「八、一四〇」に、「六、七〇〇」を「七、四四〇」に、「二九、五八〇」を「二二、七四〇」に改め、同表研修室の項中「二、七八」を「二、九八」に、「二、四一〇」を「二、六八〇」に、「二、一〇〇」を「二、三三〇」に、「六、二九〇」を「六、九九〇」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第二十四号

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則（平成十七年岐阜県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表スケート用具の部中「六三〇」を「六九〇」に改め、同表夜間照明の部中「二五〇」を「二、四三〇」に改め、同表競技大会用設備・器具の部中「二五、一五〇」を「二七、六七〇」に、「二五〇」を「二八〇」に、「六、二八〇」を「六、九一〇」に改め、同表氷上スポーツ用具の部中「六三〇」を「六九〇」に、「二、一五〇」を「二、三八〇」に改め、同表軽スポーツ用具の部中「二五〇」を「二八〇」に改め、同表トレーニング器具の部中「四〇〇」を「四四〇」に、「四、〇〇〇」を「四、四〇〇」に改め、同表附属施設の部中「三、二七〇」を「三、七三〇」に、「五〇〇」を「五七〇」に、「二、二五〇」を「二、四三〇」に改め、同表附属設備の部シャワーの項中「二二〇」

を「二四〇」に改め、同部ロッカーの項中「二二〇」を「二三〇」に改め、同部冷暖房設備の項中「二五〇」を「二九〇」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第二十五号

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則（平成二十二年岐阜県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の表四人漕ぎ舟艇の項中「二、〇二〇」を「二、一一〇」に、「二、三九〇」を「二、五三〇」に、「二、一四〇」を「二、三五〇」に改め、同表二人漕ぎ舟艇の項及び一人漕ぎ舟艇の項中「八八〇」を「九七〇」に、「二、三九〇」を「二、五三〇」に、「二、一五〇」を「二、三八〇」に、「二、一四〇」を「二、三五〇」に改め、同表モーターボートの項中「二、〇一〇」を「二、二二〇」に、「二、一八九〇」を「二、一八〇」に、「四、〇二〇」を「四、四二〇」に、「五、七九〇」を「六、三七〇」に改める。

別表二の表会議室の項中「一、〇一〇」を「一、一〇〇」に、「一、一三〇」を「一、一三〇」に改める。

別表三の表浴室の項中「二五〇」を「二七〇」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第二十六号

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県スポーツ科学センター条例施行規則（平成二十八年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表浴室（宿泊室の利用者が利用する場合を除く。）の項中「五二〇」を「五六〇」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第二十七号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の表陸上競技場の項中「八、四七〇」を「九、三三〇」に、「一一、〇〇〇」を「一一、一〇〇」に、「一〇、二二〇」を「一一、一三〇」に、「二九、五九〇」を「三二、五五〇」に改め、同表野球場の項中「三、五二〇」を「三、八七〇」に、「四、六二〇」を「五、〇八〇」に、「四、一八〇」を「四、六〇〇」に、「二二、三三〇」を「二二、五五〇」に改め、同表本館の項中「六、二七〇」を「六、九〇〇」に、「八、一四〇」を「八、九五〇」に、「七、四八〇」を「八、一三〇」に、「二二、八九〇」を「二四、〇八〇」に改める。

別表第一二の表体育器具の部電光表示盤の項中「九、九〇〇」を「二〇、八九〇」に、「三三、三〇〇」を「四、一三〇」に、「三三、七四〇」を「四、六八〇」に、「一、七六〇」を「二、二〇〇」に改め、同部移动式バスケットゴールの項中「二、七六〇」を「三、〇四〇」に改め、同部レスリング用具の項及び新体操用床マットの項中「二、二

〇〇」を「二、四二〇」に改め、同部体操の項中「三、二〇〇」を「二、四、五二〇」に、「八、八〇〇」を「九、六八〇」に改め、同部陸上競技用具の項中「二二、〇〇〇」を「二四、二〇〇」に、「二、五四〇」を「二、七九〇」に改め、同表音響設備の部第一体育館音響調整設備の項中「二六、五〇〇」を「二八、一五〇」に改め、同部第二体育館放送設備の項中「三、三〇〇」を「三、六三〇」に改め、同部武道館の項中「二、四二〇」を「二、六六〇」に改め、同部陸上競技場の項及び野球場放送設備の項中「五、五〇〇」を「六、〇五〇」に改め、同表映像設備の部第一体育館の項中「一、〇二〇」を「一、二八〇」に改め、同表照明設備の部アリーナ照明の項中「半 灯」を「半灯」に、「一、八四〇」を「二、三三〇」に、「全 灯」を「全灯」に、「三、六八〇」を「四、六〇〇」に、「五九〇」を「七四〇」に、「一、一八〇」を「一、四八〇」に、「剣道場半灯」を「剣道場」に、「一、一〇〇」を「一、三八〇」に、「柔道場半灯」を「柔道場」に改め、同部ステーション照明の項中「二二、〇〇〇」を「二七、五〇〇」に、「五五、〇〇〇」を「六八、七五〇」に改め、同部夜間照明の項中「三、九七〇」を「四、九六〇」に、「九、九一〇」を「二二、三九〇」に、「七、一一〇」を「二二、三九〇」に、「四、〇〇〇」を「四、二四〇」に、「八、〇〇〇」を「八、四八〇」に、「二二、〇〇〇」を「二二、七二〇」に、「五四〇」を「五七〇」に、「一、〇七〇」を「一、一三〇」に、「二、三六〇」を「二、八八〇」に、「四、七二〇」を「五、七五〇」に、「三、三〇〇」を「四、一三〇」に改め、同部持込電気器具の項中「二二〇」を「二八〇」に、「五〇」を「六〇」に改め、同表冷暖房設備の部第一体育館の項中「一六、九四〇」を「二二、一八〇」に改め、同部第二体育館の項中「一、七七〇」を「一四、七二〇」に改め、同部武道館の項中「五、六一〇」を「七、〇一〇」に改め、同部体育室の項中「三、七四〇」を「四、六八〇」に改め、同表舞台設備の部組立舞台ユニットの項中「九二、四〇〇」を「一〇一、六四〇」に改め、同部金びょうぶの項中「五、五〇〇」を「六、〇五〇」に改め、同部演台（花台を含む。）の項中「二、二二〇」を「二、四二〇」に改め、同部司会者用演台の項及びパトンの項並びに同表映像設備の部中「一、一〇〇」を「一、二二〇」に改め、同表その他の部長机の項中「五〇」を「六〇」に改め、同部フォークリフトの項中「一、〇〇〇」を「二、一〇〇」に改め、同部壁面収納可動席の項中「五五、〇〇〇」を「六〇、五〇〇」に改める。

別表第一四の表冷暖房設備の部広間の項中「二二〇」を「二六〇」に改め、同部小間の項中「一〇〇」を「一三〇」に改める。

別表第二水泳場の部五メートルプール及び二五メートルプール（冷水期間）の項中

「三四〇」を「三七〇」に、「一六〇」を「一八〇」に改め、同部五〇メートルプール及び二五メートルプール（温水期間）の項中「六六〇」を「七三〇」に、「三四〇」を「三七〇」に改め、同表弓道場の部中「三四〇」を「三七〇」に、「一六〇」を「一八〇」に改め、同表補助競技場の部中「一〇〇」を「一二〇」に、「五〇」を「六〇」に改める。

別記第七号様式の七中「100円」を「120」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社